

# おやつ提供に関する同意書

岩見沢市長 様

岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱第1条に規定する放課後児童クラブの延長保育の利用にあたり、実施上、提供されるおやつに関し下記事項に同意いたします。

## 記

- おやつ代等の運営負担金として、児童1人につき月額2,500円（2人目以降は月額1,250円）を負担すること。ただし、負担金減免対象者を除く。
- おやつは食物の安全安心及び衛生管理の観点から、原則、延長保育の実施場所のみで消費されるものとし、自宅等への持ち帰りは認めないこと。
- 延長保育を利用しなかった場合における未提供のおやつは、後日提供の求めがあっても応じることができないこと。
- おやつの種類や量、おやつに関する家庭の方針に基づいた要望等については、特別の事情がない限り考慮できないこと。
- 「食物アレルギーに関する調査書」を提出すること。食物アレルギー等に関して特別な配慮を要する場合、必要に応じて医師の診断書を提出するとともに、対応方法等の情報提供を行うこと。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

児童館・クラブ名 \_\_\_\_\_

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名 \_\_\_\_\_